

公示第 14 号
平成 31 年 01 月 11 日
ゴールドウイン健康保険組合
理事長 山道修平

平成 31 年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限変更のお知らせ

平成 31 年度の健康保険の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、32 万円に変更となります。

	平成 31 年度 (平成 31 年 4 月～翌年 3 月)	平成 30 年度 (平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月まで)
標準報酬月額の上限	32 万円	30 万円

健康保険組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法により

- ① 資格を喪失した時の標準報酬月額
- ② 前年(1 月から 3 月までの標準報酬月額については、前々年)の 9 月 30 日時点における全ての被保険者の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

のどちらか少ない額と規定されています。

このため、毎年度②の額が、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限となります。

※ 平成 30 年 9 月 30 日時点における当健康保険組合全ての被保険者の標準報酬月額の平均額は 311,441 円となります。(この額は、標準報酬月額の第 23 級 : 32 万円に該当します。)